

令和元年度 地域組織のあり方検討について

1 これまでの取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年以上が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合いやフォーラムの結果などを踏まえ、令和元年度から、希望される地区において、まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化や関連する補助金等の一括交付を試行的に実施しています。

【試行的な制度】H31.2.4 協働のまちづくり推進本部確認

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する
内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化
まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

2 試行的な制度の運用状況

試行的な制度について、明治地区、用瀬地区、佐治地区の3地区が活用を希望され、取り組みを進められてきました。それぞれの地区における運用状況は次のとおりです。

明治地区（人口：1,120人 世帯数：444世帯 高齢化率：39.2% 集落：13集落）
用瀬地区（人口：1,104人 世帯数：435世帯 高齢化率：42.3% 集落：6集落）
佐治地区（人口：1,826人 世帯数：761世帯 高齢化率：49.5% 集落：27集落）

※令和元年9月末時点

(1) 組織の一体化

	前	後	備考
明治	明治地区公民館運営委員会 明治郷づくり協議会	明治郷づくり協議会	平成31年4月21日 規約変更
用瀬	用瀬地区公民館運営委員会 用瀬地区まちづくり協議会	用瀬地区まちづくり協議会	平成30年4月2日 規約変更
佐治	佐治地区公民館運営委員会 佐治町まちづくり協議会	佐治町まちづくり協議会	平成31年4月22日 規約変更

※いずれの地区も2つの組織（公民館運営委員会・まちづくり協議会）をまちづくり協議会に一体化

(2) 組織体制の見直し

	前	後	備考
明治	①総務広報部、②生涯学習部、③健康福祉部、④防災・防犯部、⑤自然環境部	①生涯学習・コミュニティ部、②健康・福祉・人権部、③安心安全部、④自然環境・地域活性化部	「生涯学習部」に社会教育事業、総務広報事業の機能を持たせ、「生涯学習・コミュニティ部」に名称変更
用瀬	①総務会、②広報部、③生活安全部、④健康福祉部、⑤教育文化部、⑥地域美化部、⑦地域活性化部	変更なし	
佐治	①健康・福祉部会、②文化・スポーツ部会、③地域・環境部会、④広報部会	①健康・福祉部会、②文化・スポーツ部会、③地域・環境部会、④広報部会、⑤公民館事業部会	社会教育事業を担う、「公民館事業部会」を設置

(3) 運用状況のヒアリング（意見交換）と情報共有

試行的な制度の運用状況は、年に複数回、地域に伺い確認するとともに、まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで情報共有を行うこととしています。

①ヒアリング（意見交換）

7月に各地区単位で、10月に3地区合同でヒアリング（意見交換）を行いました。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくりと地域づくりの連携について話し合うようになった。 ・より一層、地域が一体になって課題の解決に向かうようになった。 ・役員の重複が減った、補助金の使いやすさが向上した。 ・どのような組織のあり方が良いのか、継続して、地域で話し合っている。
明治	<ul style="list-style-type: none"> ・今はまだ1つの事業部が社会教育を担っている状態。今後、他の部の事業との関連づけが必要。 ・事業検討にあたり、可能な限り住民の声を反映させるようにしたため、予算編成に時間を要することとなった。結果として住民の満足度は高まっている。
用瀬	<ul style="list-style-type: none"> ・元々、まちづくり協議会立ち上げ以前は地域が一つになって公民館事業もまちづくり事業も行っていたという経緯があり、平成30年度にすでに組織を一体化していた。 ・今回のモデル事業は、地域の元々のやり方に合った支援。
佐治	<ul style="list-style-type: none"> ・今はまちづくり協議会の事業も公民館職員が主体的に担っており、負担に感じている。NPO法人となるにあたり、まちづくりの事業を各部会が主体的に行えるよう働きかけていくことが課題。 ・まちづくり協議会が事業主体となるため、館長の位置づけ（立ち位置）を考える必要がある。

②情報共有

運用状況について、まちづくり協議会、自治連合会、地区公民館と情報共有を行いました。

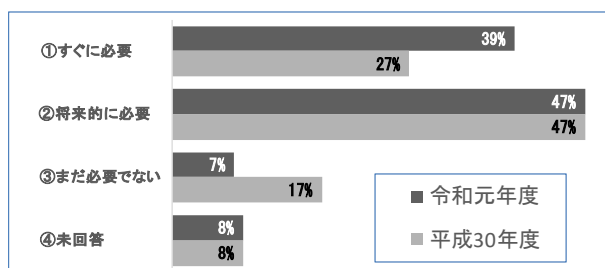
- ・自治連合会、地区公民館など…地域振興会議、地区会長会、館長会、出前説明会などの機会を通じて情報共有
- ・まちづくり協議会……………上記に加え、令和元年12月25日に研修会を開催（参加者110名）

【いただいた主な意見】

- ・自分の地域も取り組みたい。
- ・モデル地区の状況をもっと詳しく知りたい。
- ・自分たちの地域は今の制度のままが良い。
- ・組織の見直しにあたり、館長の立ち位置（位置づけ）をどう考えるか。
- ・地域組織が人づくり事業や公民館運営を行うにあたっての、法制上の仕分け（整理）が必要ではないか。

【まちづくり協議会研修会アンケート結果（抜粋）】

設問：今回の研修会に参加して、あなたの地区では地域組織のあり方検討（組織・事業の現状把握と棚卸しなど）について必要だと思いませんか。



令和元年度 研修会アンケート

対象者：まち協会長、館長、公民館職員ほか
(n=92)

平成30年度 研修会アンケート

対象者：公民館職員 (n=55)

3 今後の取り組み

令和元年度の取り組みを通じて、試行的な制度の効果や今後整理すべき事項などが明らかとなってきました。

市民自治推進委員会からは、全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計が必要であるとの意見をいただいております。地域からも、柔軟な運用ができる仕組みづくりが求められています。

令和2年度も引き続き、地域や関係団体（組織）、関連する審議会等の意見を伺い、令和3年度からの本格運用を目指し、市の制度や支援のあり方の検討を進めます。

また、地域から期待の寄せられる地区公民館の地域運営（希望される地区における指定管理者制度の活用）について、令和3年度以降、希望される地区において開始することができるよう、併せて検討を進めます。